

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	総務文教常任委員会		会議場所 第3委員会室 担当職員 山内
日 時	平成29年3月27日(月曜日)	開 議 閉 議	午前10時15分 午前11時26分
出席委員	◎竹田 ○奥野 三上 田中 山本 小松 福井		
執行機関 出席者	藤村市長公室長、片山人事課長		
事務局	門事務局長、山内事務局次長		
傍聴	可	市民 1名 報道関係者 0名	議員 2名(酒井、馬場)

会 議 の 概 要

10 : 15

1 開議

2 事務局日程説明

10 : 20

3 議案審査

【市長公室】

(1) 第75号議案 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

市長公室長 あいさつ
人事課長 説明

《質疑》

<田中委員>

先程の提案理由説明の中で、不適正な状況だったということであったが、登記簿謄本では、居宅については、平成9年10月10日付けで、登記原因が新築となっており、自分で建てたことの証明になると思うが、そのあたりはどうか。

<市長公室長>

登記内容の詳細については承知していないが、不適正事案として違法性が疑われるということで、弁護士とも調整の上、先日の記者発表に市長が臨まれたということで承知している。

<田中委員>

本来であれば市長が出てきて、疑問に対して答えるべきである。

そうでないと審査が進まない。

減額の金額と期間だけの審査ではない。

その原因が何かということ審査しなければダメだと思う。

<市長公室長>

的確に答えられず申し訳なく思っている。

記者会見の時に、市長から、京都府の方からの確認の問い合わせに基づき、事実関係の調査をしていたということの説明があったが、今年3月に、個人の方から亀岡市の方に違法性が疑われる旨のメールが届いたことから、速やかに適正な状態に戻すことを決断され、公表されたとの経過を聞いている。

先程の提案理由説明の中にもあったように、昨日、転居をされ、本日、転居届を朝のうちに出されたということである。

今後の予定として、3月30日に京都府から是正確認の調査があり、年度内には是正措置完了通知が出される予定であると聞いている。

<小松委員>

市長は自分自身で厳しい判断をされたと思うが、亀岡市での前例、他の市町村の状況についてはどうか。

<人事課長>

他市の状況については、正確な情報を持ち合わせていない。

亀岡市ではこれまでに市長の給与等について減額しているケースの中で、1/10、あるいは2/10、または3/10の減給の記録は残っているが、それぞれの事案については状況が異なっており、比較はできない。

<田中委員>

5/10の減額、3ヶ月というのは何を基準にしているのか。

<人事課長>

今回の事案を市長が受け止められ、これまでの減給の事例等も参考にしながら、市長自身が判断されたものと認識している。

<田中委員>

市長の判断だけで、基準はないということによいか。

<人事課長>

それぞれの事案が異なる関係で、基準を定めて金額、期間等を判断するのは難しいと考えている。

<竹田委員長>

基準があるかないかで答弁を願う。

<人事課長>

基準というのではない。

<三上委員>

ある方からメールを市に直接いただいて動かされたということであったが、それまでに市長には、京都府から再三確認がされていたが何も返事がなかったというようなことであったと思う。

そのあたりの経過は、市長以外に、亀岡市としては把握されていたのか。

<市長公室長>

市長からは、京都府から確認の依頼があったが、業務の多忙に追われて日が過ぎてしまったということである。

また、3月9日の全議員への説明の前に、市長の方から話をお聞きしたところによると、京都府から依頼があって、自分なりに調べていたということの話はあったが、指導が何度あった等の詳細の内容は承知していないところである。

<三上委員>

3月9日の全議員への説明の直前に、市長から話があったが、それまでは京都府から再三問い合わせがあったことについては、承知していなかったということによいか。

<市長公室長>

事務方としては承知していなかった。

あくまで市長と京都府のやり取りであったと認識している。

(質疑終了)

10 : 30

4 討論～採決

(委員間討議なし)

《討論》

<田中委員>

平成9年3月に曾我部町のある方の名義で、農家用住宅ということで建築確認申請が出ているが、建物の登記簿謄本を見れば、平成9年10月10日に新築で登記がされている。

本来であれば、建築確認申請を出した人の名義だと思うので、売買で市長に所有権が移るとするのが当然だと思うが、その売買が無くて10月10日付けで新築で登記がされているのは不自然な状態ではないかと思う。

そこに農家用住宅しか建てられないことを承知の上で、曾我部町のある方に依頼し、そしてお金を出して新築という形で登記をされたのではないかと思う。

府から何回か指導があったということだが、指導の前にそこは農家用住宅しか建てられないことを承知の上で進めてこられたのではないか。確信犯ではないかと思う。

その点を明らかにしていく必要がある。

また、今月の25日付けの京都新聞の朝刊によれば、ある市民の方が、都市計画法違反の疑いで市長を告発したという記事も出ているが、この結果がどうなるかということが現時点ではわからない。

その結論が出てから審査をする方が適切である。

現時点では、この減額の条例議案については、継続審査とすべきと考える。

<福井委員>

基本的には提案されたこの条例議案に賛成か反対かということである。

20年前の経過について、わからない部分もあるが、根本的に議員になる前にされたことであり、しかも市議会議員、府議会議員、市長という中で、そこに住まれていることについて、指摘があったにせよ、自ら給与の減額をされ、反省し、市長として襟を正されているのであり、これに反対する余地はない。

また、市長としての任務を考える時に、この20年前の知らずに住んできた事案を指摘されて、自ら責任を取ろうとしている姿勢を批判することが、市民福祉の増進に繋がらないと判断する。

自ら決定され、提案されている議案に賛成すべきであると考えます。

<小松委員>

故意過失の問題は別の話として、市長として責任を感じて、厳しい減額の措置を示されているのであり、その意思を尊重したい。

<三上委員>

議案に対して反対の立場で討論する。

議員になる前の市職員時代のことであり、何でも知っているだろうということでもな

いが、市議会議員、府議会議員の時にも、都市計画法に関わる規制緩和の質問もされており、全く知らなかったということは、どう考えても道理が通らないと思う。告発という話も出ていたが、そのあたりのことも明らかにした上で、この議案については改めて審査すべきと考える。

<山本委員>

賛成の立場で討論をさせていただく。

市長は、今回の不適切な状況について反省され、自ら罰則を科されているのであり、今回の条例議案に対しては賛成とさせていただく。

《採決》

<竹田委員長>

賛成者は挙手願う。

第75号議案（特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正）

挙手多数 可決
(反対：田中委員、三上委員)

《指摘要望事項》

なし

10：40

(休憩)

10：40～11：15

5 委員長報告確認

<竹田委員長>

— 委員長報告の朗読 —

— 全員了 —

6 その他

(1) 議会だよりの掲載内容について

— 議会だより原稿の確認 —

— 全員了 —

(2) 次回の日程等について

日 時：4月25日（火）午前10時～

案 件：他都市先進地行政視察の事前調査ほか

<他都市先進地行政視察>

日 程：5月9日（火）～11日（木）で決定

調査事項：「バランスシート探検隊事業（千葉県習志野市）」、「移住定住促進事

業」等として、正副委員長に一任

散会 ～ 11 : 26